

3 自立支援給付等で受けられるサービス

障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・計画相談支援給付等）に係る支給決定、児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児入所給付又は障害児相談支援給付に係る支給決定を受けることにより、各法律で定められた各種サービスを受けることができます。

※各種サービスを提供する指定事業者・施設は、p84～168を参照してください。

1. 自立支援給付で受けられるサービス **共通**

介 護 給 付	居宅介護	[p84～90]	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	[p90～94]	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	[p94～95]	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	[p95～96]	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	[p84～96]	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所	[p120～124]	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	[p119]	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	[p97～100] [p132～133]	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	[p131～132]	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	[p118～119]	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労選択支援	[p118]	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	[p117～118]	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	[p100～117、p133]	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	[p118]	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います
	自立生活援助	[p124]	一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います
	共同生活援助（グループホーム）	[p125～126]	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
支 地 域 給 付	地域移行支援	[p139～140]	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います
	地域定着支援	[p139～140]	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います
支 計 画 給 付	計画相談支援	[p134～139]	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います

2. 障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付で受けられるサービス **児童**

障害児通所給付	児童発達支援 [p145～152]	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
	放課後等デイサービス [p152～163]	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
	居宅訪問型児童発達支援 [p164]	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います
	保育所等訪問支援 [p163～164]	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います
障害児入所給付	福祉型障害児入所施設 [p164]	知的障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与等を行います
	医療型障害児入所施設 [p164]	肢体不自由児や重症心身障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います
障害児相談支援給付	障害児相談支援 [p140～144]	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います

※上記サービスを提供する指定事業者・施設に関する基本的な情報は、在住する市町村窓口または、下記のURLで確認ができます。

<https://www.wam.go.jp/>（独立行政法人福祉医療機構が運営する指定事業者・施設の情報提供ページです。）

3. 相談支援について **共通**

①指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所【計画相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所は、障害福祉サービス等の利用をしようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「利用者」という。）が、自立支援給付又は障害児通所給付の支給決定を受けるにあたり、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めた計画（サービス等利用計画）の案を利用者の依頼により作成するとともに、支給決定後はサービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況の検証等によりサービス等利用計画の見直しを行います。

＊指定については、事業所の所在地となる市町村長が行っています。

②指定一般相談支援事業所【地域相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業所は、障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者又はその他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。（地域移行支援）

また、居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。（地域定着支援）

＊指定については、県知事（岐阜市に所在する事業所の場合は岐阜市長）が行っています。

相談支援の利用については、居住地の市役所・町村役場又は各指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者にお問い合わせください。

問 市役所及び町村役場

各指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者

（指定（特定・障害児・一般）相談支援事業者についてはp134～144を参照してください。）

※1 障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービスの提供において、難病376疾患が対象となっています。

※2 サービスを受けるためには、お住まいの市町村に、事前にサービス利用申請が必要になります。

※3 サービスを提供する指定事業者・施設は、p84～168を参照し、お問い合わせください。

○障害福祉サービス等の対象となる難病一覧（376疾病）

1	アイカルディ症候群	31	ウルリッヒ病	58	歌舞伎症候群
2	アイザックス症候群	32	HTRA1関連脳小血管病	59	ガラクトース -1- リン酸ウリジル トランスフェラーゼ欠損症
3	IgA腎症	33	HTLV -1関連脊髄症		
4	IgG4関連疾患	34	ATR-X症候群	60	カルニチン回路異常症
5	亜急性硬化性全脳炎	35	ADH分泌異常症	61	加齢黄斑変性
6	アジソン病	36	エーラス・ダンロス症候群	62	肝型糖原病
7	アッシャー症候群	37	エプスタイン症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
8	アトピー性脊髄炎	38	エプスタイン病	64	環状20番染色体症候群
9	アペール症候群	39	エマヌエル症候群	65	関節リウマチ
10	アミロイドーシス	40	MECP2重複症候群	66	完全大血管転位症
11	アラジール症候群	41	LMNB1関連大脳白質脳症	67	眼皮膚白皮症
12	アルポート症候群	42	遠位型ミオパチー	68	偽性副甲状腺機能低下症
13	アレキサンダー病	43	円錐角膜	69	ギャロウェイ・モワト症候群
14	アンジェルマン症候群	44	黄色靱帯骨化症	70	急性壊死性脳症
15	アントレー・ビクスラー症候群	45	黄斑ジストロフィー	71	急性網膜壊死
16	イソ吉草酸血症	46	大田原症候群	72	球脊髄性筋萎縮症
17	一次性ネフローゼ症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群	73	急速進行性糸球体腎炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	48	オスラー病	74	強直性脊椎炎
19	1p36欠失症候群	49	カーニー複合	75	巨細胞性動脈炎
20	遺伝性自己炎症疾患	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	76	巨大静脈奇形 （頸部口腔咽頭びまん性病変）
21	遺伝性ジストニア				
22	遺伝性周期性四肢麻痺	51	潰瘍性大腸炎	77	巨大動静脈奇形 （頸部顔面又は四肢病変）
23	遺伝性腭炎	52	下垂体前葉機能低下症		
24	遺伝性鉄芽球性貧血	53	家族性地中海熱	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
25	ウィーバー症候群	54	家族性低βリポタンパク血症1 （ホモ接合体）		
26	ウィリアムズ症候群			79	巨大リンパ管奇形 （頸部顔面病変）
27	ウィルソン病	55	家族性良性慢性天疱瘡		
28	ウエスト症候群	56	カナバン病	80	筋萎縮性側索硬化症
29	ウェルナー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	81	筋型糖原病
30	ウォルフラム症候群			82	筋ジストロフィー

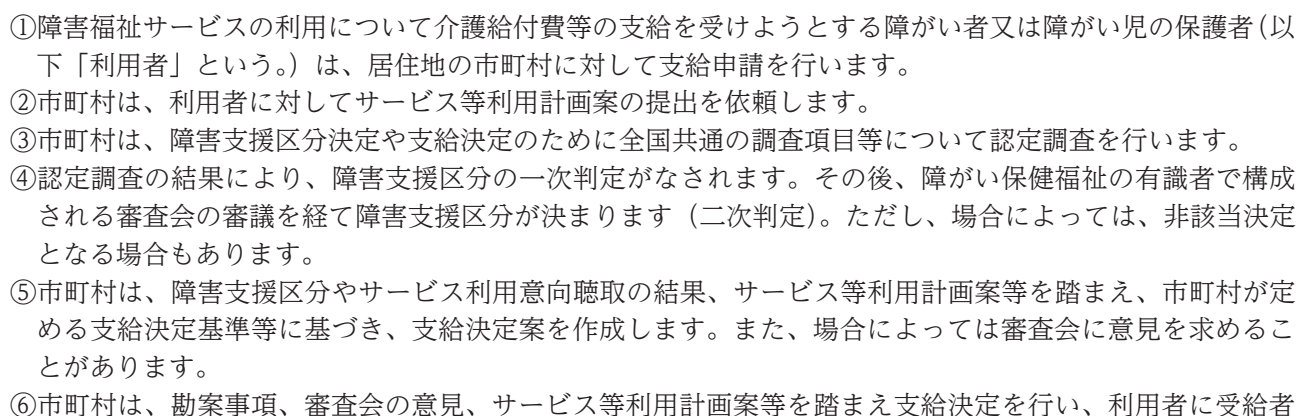
83	クッシング病	119	広範脊柱管狭窄症	155	シャルコー・マリー・トゥース病
84	クリオピリン関連周期熱症候群	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	156	重症筋無力症
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	121	抗リン脂質抗体症候群	157	修正大血管転位症
86	クルーゾン症候群	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	158	出血性線溶異常症
87	グルコーストランスポーター1欠損症	123	コケイン症候群	159	ジュベール症候群関連疾患
88	グルタル酸血症1型	124	コステロ症候群	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
89	グルタル酸血症2型	125	骨形成不全症	161	神経細胞移動異常症
90	クロウ・深瀬症候群	126	骨髄異形成症候群	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
91	クローン病	127	骨髄線維症	163	神経線維腫症
92	クロンカイト・カナダ症候群	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	164	神経有棘赤血球症
93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	129	5p 欠失症候群	165	進行性核上性麻痺
94	結節性硬化症	130	コフィン・シリス症候群	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
95	結節性多発動脈炎	131	コフィン・ローリー症候群	167	進行性骨化性線維異形成症
96	血栓性血小板減少性紫斑病	132	混合性結合組織病	168	進行性多巣性白質脳症
97	限局性皮質異形成	133	鰓耳腎症候群	169	進行性白質脳症
98	原発性肝外門脈閉塞症	134	再生不良性貧血	170	進行性ミオクロヌスてんかん
99	原発性局所多汗症	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
100	原発性硬化性胆管炎	136	再発性多発軟骨炎	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
101	原発性高脂血症	137	左心低形成症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症
102	原発性側索硬化症	138	サルコイドーシス	174	スタージ・ウェーバー症候群
103	原発性胆汁性胆管炎	139	三尖弁閉鎖症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
104	原発性免疫不全症候群	140	三頭酵素欠損症	176	スミス・マギニス症候群
105	顕微鏡的大腸炎	141	CFC 症候群	177	スモン
106	顕微鏡的多発血管炎	142	シェーグレン症候群	178	脆弱 X 症候群
107	高IgD症候群	143	色素性乾皮症	179	脆弱X症候群関連疾患
108	好酸球性消化管疾患	144	自己貪食空胞性ミオパチー	180	成人発症スチル病
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	145	自己免疫性肝炎	181	成長ホルモン分泌亢進症
110	好酸球性副鼻腔炎	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	182	脊髄空洞症
111	抗糸球体基底膜腎炎	147	自己免疫性溶血性貧血	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
112	後縦靱帯骨化症	148	四肢形成不全	184	脊髄髄膜瘤
113	甲状腺ホルモン不応症	149	シトステロール血症	185	脊髄性筋萎縮症
114	拘束型心筋症	150	シトリン欠損症	186	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
115	高チロシン血症1型	151	紫斑病性腎炎		
116	高チロシン血症2型	152	脂肪萎縮症		
117	高チロシン血症3型	153	若年性特発性関節炎		
118	後天性赤芽球癆	154	若年性肺気腫		

187	前眼部形成異常	221	高安動脈炎	257	軟骨無形成症
188	全身性エリテマトーデス	222	多系統萎縮症	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
189	全身性強皮症	223	タナトフォリック骨異形成症		
190	先天異常症候群	224	多発血管炎性肉芽腫症	259	22q11.2欠失症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	260	乳児発症 STING 関連血管炎
192	先天性核上性球麻痺	226	多発性軟骨性外骨腫症	261	乳幼児肝巨大血管腫
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	227	多発性嚢胞腎	262	尿素サイクル異常症
		228	多脾症候群	263	ヌーナン症候群
194	先天性魚鱗癬	229	タンジール病	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／ LMX1B 関連腎症
195	先天性筋無力症候群	230	単心室症		
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	231	弾性線維性仮性黄色腫	265	ネフロン癆
		232	短腸症候群	266	脳クレアチン欠乏症候群
197	先天性三尖弁狭窄症	233	胆道閉鎖症	267	脳腱黄色腫症
198	先天性腎性尿崩症	234	遅発性内リンパ水腫	268	脳内鉄沈着神経変性症
199	先天性赤血球形成異常性貧血	235	チャージ症候群	269	脳表ヘモジデリン沈着症
200	先天性僧帽弁狭窄症	236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	270	膿疱性乾癬
201	先天性大脳白質形成不全症			271	嚢胞性線維症
202	先天性肺静脈狭窄症	237	中毒性表皮壊死症	272	パーキンソン病
203	先天性風疹症候群	238	腸管神経節細胞僅少症	273	バージャー病
204	先天性副腎低形成症	239	TRPV 4異常症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	240	TSH 分泌亢進症	275	肺動脈性肺高血圧症
206	先天性ミオパチー	241	TNF受容体関連周期性症候群	276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
207	先天性無痛無汗症	242	低ホスファターゼ症		
208	先天性葉酸吸収不全	243	天疱瘡	277	肺胞低換気症候群
209	前頭側頭葉変性症	244	特発性拡張型心筋症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener) 症候群を含む。)	245	特発性間質性肺炎	279	バッド・キアリ症候群
		246	特発性基底核石灰化症	280	ハンチントン病
211	早期ミオクロニー脳症	247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	281	汎発性特発性骨増殖症
212	総動脈幹遺残症			282	PCDH19関連症候群
213	総排泄腔遺残	248	特発性後天性全身性無汗症	283	PURA関連神経発達異常症
214	総排泄腔外反症	249	特発性大腿骨頭壊死症	284	非ケトーシス型高グリシン血症
215	ソトス症候群	250	特発性多中心性キャスルマン病	285	肥厚性皮膚骨膜症
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	251	特発性門脈圧亢進症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
217	第14番染色体 父親性ダイソミー症候群	252	特発性両側性感音難聴		
		253	突発性難聴	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症
218	大脳皮質基底核変性症	254	ドラベ症候群		
219	大理石骨病	255	中條・西村症候群	288	肥大型心筋症
220	ダウン症候群	256	那須・ハコラ病	289	左肺動脈右肺動脈起始症

290	ビタミン D 依存性くる病／骨軟化症	320	ヘパリン起因性血小板減少症	348	免疫性血小板減少症
		321	ヘモクロマトーシス	349	メンケス病
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	322	ペリー病	350	網膜色素変性症
		323	ペルーシド角膜辺縁変性症	351	もやもや病
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	324	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	352	モワット・ウイルソン症候群
293	非典型溶血性尿毒症症候群			353	薬剤性過敏症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	325	片側巨脳症	354	ヤング・シンプソン症候群
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん 症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
296	びまん性汎細気管支炎			356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
297	肥満低換気症候群	327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	357	4p 欠失症候群
298	表皮水疱症				
299	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	358	ライソゾーム病
		329	ホモシスチン尿症	359	ラスマッセン脳炎
300	VATER 症候群	330	ポルフィリン症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
301	ファイファー症候群	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
302	ファロー四徴症	332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
303	ファンconi貧血			363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
304	封入体筋炎	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	364	両大血管右室起始症
305	フェニルケトン尿症			365	リンパ管腫症／ゴーハム病
306	フォンタン術後症候群	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	366	リンパ脈管筋腫症
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	335	慢性再発性多発性骨髄炎	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
308	副甲状腺機能低下症	336	慢性膀胱炎		
309	副腎白質ジストロフィー	337	慢性特発性偽性腸閉塞症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	338	ミオクロニー欠神てんかん	369	レーベル遺伝性視神経症
311	ブラウ症候群	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	プラダー・ウィリ症候群				
313	プリオン病	340	ミトコンドリア病	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
314	プロピオン酸血症	341	無虹彩症	372	レット症候群
315	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	342	無脾症候群	373	レノックス・ガストー症候群
		343	無βリポタンパク血症	374	ロウ症候群
316	閉塞性細気管支炎	344	メープルシロップ尿症	375	ロスマンド・トムソン症候群
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	345	メチルグルタコン酸尿症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
318	ベーチェット病	346	メチルマロン酸血症		
319	ベスレミアオパチー	347	メビウス症候群		

難病の情報については、難病情報センターのホームページ <https://www.nanbyou.or.jp/> を参照してください。

●支給申請の手続き（受給者証の交付）（18歳以上の場合）



証を交付します。ただし、場合によっては不支給決定となる場合もあります。

⑦支給決定後、指定特定相談支援事業者は、サービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成し申請者に交付します。

⑧サービス等利用計画に沿って、サービス利用が開始されます。

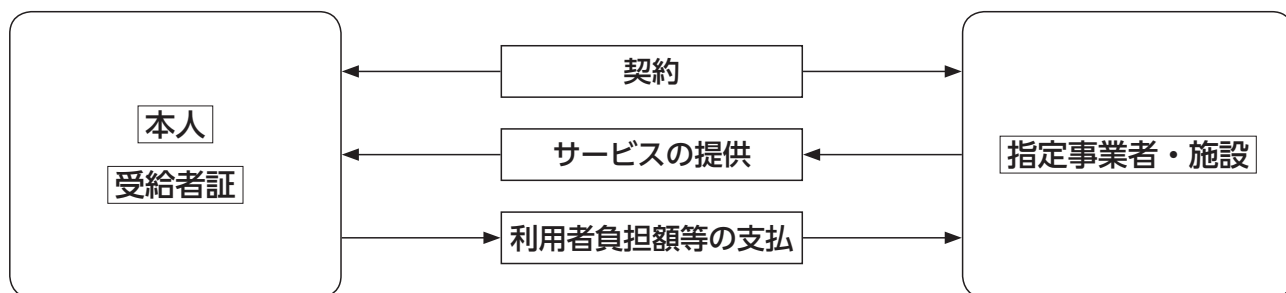
※訓練等給付（共同生活援助については、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合を除く）及び地域相談支援給付の申請の場合は、障害支援区分の判定は行われません（認定調査は行います）。

※同行援護の申請で、身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の判定は不要です。

※18歳未満の障がい児の場合、保護者が申請者となります。また、原則として障害支援区分の判定は行われません。勘案事項、サービスの利用意向聴取の結果、障害児支援利用計画案などを踏まえ支給決定を行います。

※支給決定時には、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などが併せて通知されます。

●サービス利用の手続き



①障がい者（利用者）は、事業者等にサービス利用の申込をします。事業者等はサービス利用についての重要事項などを説明します。両者合意のうえ、サービスの利用に関する契約をします。

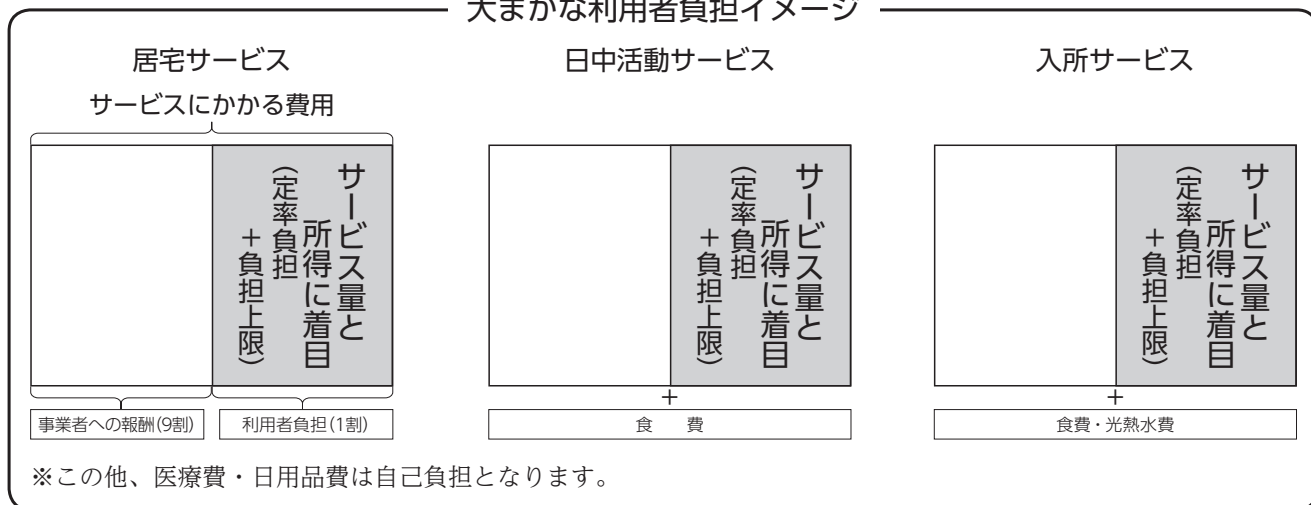
②障がい者（利用者）は、事業者等から計画に基づき、サービスの提供を受けます。

③障がい者（利用者）は、事業者等に利用者負担額等を支払います。

5. サービス利用負担の考え方 共通

障害福祉サービス及び補装具費を利用した際の利用者負担については、原則、利用したサービス費用（国より告示で示されます）の1割を上限とした額を負担することとなります。また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなどの様々な軽減制度があります。[以下参照]

大まかな利用者負担イメージ



(1) 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障がい者の利用者負担月額】（※20歳未満の入所施設利用者を除く。）

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を 除きます（注3）。	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がい児の利用者負担月額】（※20歳未満の入所施設利用者を含む。）

区 分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯		0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯		0円
一 般 1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）（注4）	通所施設・ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一 般 2	上記以外		37,200円

（注4）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区 分	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （20歳未満の入所施設利用者を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （20歳未満の入所施設利用者を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

（20歳以上の入所者の場合）

低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

（20歳未満の入所者の場合）

地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

(3) 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

- 障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険又は補装具費も併せて利用している場合は、介護保険又は補装具費の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払い方式によります）。
- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう軽減します。

(4) 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

- 入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、55,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を55,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

- 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する費用（低所得世帯、一般1は50,000円、一般2は79,000円）と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。
 - グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額10,000円を上限に補足給付が行われます。※市町村民税非課税世帯が対象です。
- 詳しくはお住まいの市役所、町村役場の担当課にお問い合わせください。

(5) 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。